

令和5年 3月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合(%)
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	127	7	5.5
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	127	6	4.7
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	129	14	10.9
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	127	5	3.9
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	127	5	3.9
	6	届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	109	1	0.9
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	125	0	0
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	125	2	1.6
II. 帳票類の整備、報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	52	1	1.9
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	4	0	0
	3	運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	127	4	3.1
	4	車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	127	2	1.6
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る。)	108	14	13
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	127	0	0
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	126	3	2.4
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	122	12	9.8
	4	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	125	2	1.6
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	132	31	23.5
	6	過積載による運送を行っていないか。	124	1	0.8
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	132	22	16.7
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	132	4	3
	9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	118	14	11.9
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	24	6	25
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	129	11	8.5
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	80	42	52.5
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	84	31	36.9
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	124	0	0
	○ 2	整備管理者が選任され、届出されているか。	125	0	0
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	118	24	20.3
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	127	3	2.4
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	128	24	18.8
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	63	4	6.3
	2	36協定が締結され、届出されているか。	119	9	7.6
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	127	3	2.4
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	128	39	30.5
VI. 法定福利	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	121	6	5
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	121	13	10.7
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	125	2	1.6

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	34	47	32	6	2	0	121
新規(新規参入)	0	0	1	1	0	0	2
新規(新設営業所)	0	2	0	0	0	0	2
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	3	3
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	2	2
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	2	2
合計	34	49	33	7	2	7	132
比率	26%	37%	25%	5%	2%	5%	100%